

議案第24号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の95の項及び99の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表101の項の次に次のように加える。

101	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定の申請に対する審査	建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料		1件につき 26,000円
-----	---	--------------------------------	--	------------------

別表第1中135の項を138の項とし、134の項の次に次のように加える。

135	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定によるマンションの建替えによる容積率の特例に係る許可の申請に対する審査	マンションの建替えによる容積率の特例許可申請手数料		1件につき 133,000円
-----	---	---------------------------	--	-------------------

1 3 6	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第4項の規定による建築主事の同意を得るための審査	建築物の耐震改修の計画に係る認定通知申請手数料		47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額
1 3 7	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定による特定建築物の建築等の計画に係る適合通知の申出に係る同条第5項の規定による通知に対する審査	特定建築物の建築等の計画に係る適合通知申請手数料		47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額

第2条 佐倉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の128の項を次のように改める。

1 2 8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項、第2項	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	申請新築	一戸建ての住宅	1件につき6,000円
				共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、12,000円を認定申

<p>又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住</p>		<p>請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
		<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以下のもの</p>	<p>1件につき、22,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
		<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以下のもの</p>	<p>1件につき、31,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満</p>

<p>宅性能評価機関」という。)により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p>		の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以下のもの	1件につき、59,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え、100戸以下のもの	1件につき、10万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の	1件につき、16万

				<p>数が100戸を超え、200戸以下のもの</p>	<p>円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
				<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え、300戸以下のもの</p>	<p>1件につき、20万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
				<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</p>	<p>1件につき、22万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数</p>

		があるときは、これを切り捨てた額)
増築 又は 改築	一戸建ての住宅	1件につき9,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、17,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以下のもの	1件につき、30,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て

	た額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以下のもの	1件につき、44,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以下のもの	1件につき、81,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え、100戸以下のもの	1件につき、140,000円を認定申請対象

	住戸の数 で除して 得た額(そ の額に1 00円未 満の端数 がある ときは、こ れを切り捨 てた額)
共同住宅等で、建 築物全体の住戸の 数が100戸を超 え、200戸以下 のもの	1件につ き、23 1,000 円を認定 申請対象 住戸の数 で除して 得た額(そ の額に1 00円未 満の端数 がある ときは、こ れを切り捨 てた額)
共同住宅等で、建 築物全体の住戸の 数が200戸を超 え、300戸以下 のもの	1件につ き、28 4,000 円を認定 申請対象 住戸の数 で除して 得た額(そ の額に1 00円未 満の端数

			があるときは、これを切り捨てた額)
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、303,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
申請に係る長期優良住宅建築計画が、登録住宅性能評価機関により長期優	申請に係る住宅にたいして、品質の確保に努めること等に関する法律第1	一戸建ての住宅	1件につき16,000円
		共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、56,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て

--

良住宅の普及の促進に関する法律第6条（当該項各号に掲げる基準に適合しているものと認められたもの以外のものである場合）	項に規定する設計住宅性能評価書	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以下のもの	た額) 1件につき、9万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
	第1項各号に掲げる基準に適合しているものと認められたもの以外のものである場合	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以下のもの	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以下のもの	1件につき、169,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	優良住宅の普及の促進に関する	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以下のもの	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以下のもの	1件につき、29万円を認定申請対象住戸の数で除して

		する 法律 第2 条第 4項 に規 定す る長	得た額(そ の額に1 00円未 満の端数 があると きは、これ を切り捨 てた額)
		期使 用構 造等 であ るも のに 限り、 建築 基準 法施行 令第8 条の5	共同住宅等で、建 築物全体の住戸の 数が50戸を超 え、100戸以下 のもの 1件につ き、44 5,000 円を認定 申請対象 住戸の数 で除して 得た額(そ の額に1 00円未 満の端数 があると きは、これ を切り捨 てた額)
		に規 定す る限 界耐 力計 算に よっ て住 宅の 品質 確保 の促 進等	共同住宅等で、建 築物全体の住戸の 数が100戸を超 え、200戸以下 のもの 1件につ き、81万 円を認定 申請対象 住戸の数 で除して 得た額(そ の額に1 00円未 満の端数 があると きは、これ を切り捨

--

--

--

に 関		てた額)
す	共同住宅等で、建	1 件につ
法	築物全体の住戸の	き、1, 1
律		05, 00
第	数が200戸を超	0円を認
5	え、300戸以下	定申請対
条	のもの	象住戸の
第		数で除し
1		て得た額
項		(その額
に		に100
規		円未満の
定		端数があ
す		るときは、
る		これを切
住		り捨てた
宅		額)
性		
能		
評		
価		
が		
行		
わ		
れ		
た		
も		
の		
を		
除		
く		
。		
の	共同住宅等で、建	1 件につ
写	築物全体の住戸の	き、1, 3
し		36, 00
が		0円を認
提	数が300戸を超	定申請対
出	えるもの	象住戸の
さ		数で除し
れ		て得た額
た		(その額
場		に100
合		円未満の
		端数があ
		るときは、
		これを切
		り捨てた
		額)
そ	新	1 件につ
の	築	き46, 0
他	一戸建ての住宅	00円

			の 場 合		
				共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、11万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
				共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以下のもの	1件につき、17万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
				共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以下のもの	1件につき、34万円を認定申請対象住戸の数

	で除して 得た額(そ の額に1 00円未 満の端数 がある ときは、 これを切 り捨てた 額)
共同住宅等で、建 築物全体の住戸の 数が25戸を超 え、50戸以下 のもの	1件につ き、62万 円を認定 申請対象 住戸の数 で除して 得た額(そ の額に1 00円未 満の端数 がある ときは、 これを切 り捨てた 額)
共同住宅等で、建 築物全体の住戸の 数が50戸を超 え、100戸以下 のもの	1件につ き、100 万円を認 定申請対 象住戸の 数で除し て得た額 (その額 に100 円未満の 端数があ るときは、 これを切

	り捨てた額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え、200戸以下のもの	1件につき、190万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え、300戸以下のもの	1件につき、280万円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、340万円を認定申請対

		象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
増築又は改築	一戸建ての住宅	1件につき64,000円
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、151,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え、10戸以下のもの	1件につき、241,000円を認定申請対象住戸の数で除して

	<p>得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え、25戸以下のもの</p>	<p>1件につき、476,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え、50戸以下のもの</p>	<p>1件につき、853,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これ</p>

	を切り捨てた額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え、100戸以下のもの	1件につき、1,467,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え、200戸以下のもの	1件につき、2,714,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
共同住宅等で、建築物全体の住戸の	1件につき、3,8

				<p>数が200戸を超え、300戸以下のもの</p>	<p>79,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
				<p>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</p>	<p>1件につき、4,752,000円を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
<p>備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p>					

別表第1中139の項を142の項とし、138の項を141の項とし、

137の項の次に次のように加える。

1 3 8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に掲げる基	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機	下「登録建築物調査機」とい	う。)により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基	延べ面積 300㎡未満	1件につき9,000円
								延べ面積 300㎡以上 2,000㎡未満	1件につき25,000円
								延べ面積 2,000㎡以上 5,000㎡未満	1件につき76,000円
								延べ面積 5,000㎡以上 10,000㎡未満	1件につき120,000円

			1項の非住宅部分をいう。以下同じ。)	準に適合していると認められたもののその他これに類するものとして規則で定めるもの(以下この項において「登録建築物調査機関により認められたもの」という。)である場合	延べ面積 10,000 m ² 以上	1件につき 152,000円	
					25,000 m ² 未満	1件につき 189,000円	
					登録建築物調査機関により認められたもの以外のものである	延べ面積 300 m ² 未満	1件につき 215,000円
					300 m ² 以上	1件につき 347,000円	

					場合	以 上 2,0 0 0 m ² 未 満	
						延 べ 面 積 2,0 0 0 m ² 以 上 5, 0 0 0 m ² 未満	1 件につ き 4 9 6, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 5,0 0 0 m ² 以 上 1 0,0 0 0 m ² 未 満	1 件につ き 6 1 1, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 10, 0 0 0 m ² 以 上 25, 0 0 0 m ² 未満	1 件につ き 7 2 2, 0 0 0 円
						延 べ 面 積	1 件につ き 8 2

					25,000 m ² 以上	3,000円
				建築物のエネルギー消費性基準を定める省令第8条1号イ(2)及びロ(2)によるもの	延べ面積300 m ² 未満	1件につき9,000円
					延べ面積300 m ² 以上2,000 m ² 未満	1件につき25,000円
					延べ面積2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満	1件につき76,000円
					延べ面積5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満	1件につき120,000円

					満	
					延 べ 面 積 10, 00 0 m ² 以 上 25, 00 0 m ² 未 満	1 件につ き 1 5 2, 0 0 0 円
					延 べ 面 積 25, 00 0 m ² 以 上	1 件につ き 1 8 9, 0 0 0 円
				登録建 築物調 査機関 により 認めら れたも の以外 のもの である 場合	延 べ 面 積 30 0 m ² 未 満	1 件につ き 8 2, 0 0 0 円
					延 べ 面 積 30 0 m ² 以 上 2,0 00 m ² 未 満	1 件につ き 1 3 8, 0 0 0 円
					延 べ 面 積 2,0 00 0 0	1 件につ き 2 2 3, 0 0 0 円

					m ² 以上 5,000 m ² 未満	
					延べ面積 5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	1 件につき 291,000 円
					延べ面積 10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	1 件につき 350,000 円
					延べ面積 25,000 m ² 以上	1 件につき 410,000 円
				建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第 8 条第 1 号ただ	延べ面積 300 m ² 未満	1 件につき 9,000 円

				し書によるもの	延べ面積 300m ² 以上 2,000m ² 未満	1件につき 25,000円
					延べ面積 2,000m ² 以上 5,000m ² 未満	1件につき 76,000円
					延べ面積 5,000m ² 以上 10,000m ² 未満	1件につき 120,000円
					延べ面積 10,000m ² 以上 25,000m ² 未満	1件につき 152,000円

					0 m ² 未満			
					延べ 面積 25, 00 0 m ² 以上	1件につ き 1 8 9, 0 0 0円		
			住宅部分 (建築物の エネルギー 消費性能の 向上に 関する法律 第	一戸建て の住宅	建築物 の エネルギー 消費性能 基準等 を定める 省令第8 条第2号	登録 建築 物 調 査 機 関 又 は 住 宅 の 品 質 確 保 の 促 進 に 関 す る 法 律 第 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 登 録 住 宅 性 能 評 価 機 関 (以下 「登録 住宅 性能 評価 機関」と いう。) により 建築物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の	延べ 面積 20 0 m ² 未満	1件につ き 4, 0 00円
					延べ 面積 20 0 m ² 以上	1件につ き 4, 0 00円		

		<p> 関法3第各掲基適てとらものれすのてでる(以下において「登録建築調査機関又は登録性評価機関に認められたもの」という。)である </p>	<p> イ及びロによるもの </p>	<p> 11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。) </p>		
--	--	--	----------------------------------	--	--	--

					登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである場合	延べ面積 200 m ² 未満	1件につき 32,000円
					建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号ただし書によるもの	延べ面積 200 m ² 以上	1件につき 36,000円
					建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号ただし書によるもの	延べ面積 200 m ² 未満	1件につき 4,000円
					建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号ただし書によるもの	延べ面積 200 m ² 以上	1件につき 4,000円
			共同住宅等における一の住戸	建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関に認められ	4戸以下	1件につき 9,000円
						5戸以上 15戸以下	1件につき 19,000円
						16戸以上 45戸以	1件につき 42,000円

				2号 イ及び び口 による もの	たも ので ある 場合	下	
						4 6 戸以 上	1件につ き76, 000円
					登録 建築 物調 査機 関又 は登 録住 宅性 能評 価機 関に 認め られ たも の以 外の もの であ る場 合	4 戸 以下	1件につ き65, 000円
						5 戸 以上	1件につ き10 9,00 0円
						1 5 戸以 下	
						1 6 戸以 上	1件につ き18 5,00 0円
					4 5 戸以 下		
					4 6 戸以 上	1件につ き26 5,00 0円	
					建築物のエ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第8条 第2号ただ し書による もの	4 戸 以下	1件につ き9,0 00円
						5 戸 以上	1件につ き19, 000円
1 5 戸以 下							
	1 6 戸以 上	1件につ き42, 000円					
	4 5						

					戸以下		
					46戸以上	1件につき76,000円	
			共同住宅等	建築物のエネルギー消費性基準等を定める省令第8条第2号イ及びロによるもの	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものである場合	延べ面積300㎡未満	1件につき9,000円
					延べ面積300㎡以上2,000㎡未満	1件につき19,000円	
					延べ面積2,000㎡以上5,000㎡未満	1件につき42,000円	
					延べ面積5,000㎡以上	1件につき76,000円	
					登録建築物	延べ面積	1件につき65,

					物調査機 関又は は登録住 宅性能評 価機 関に認め られたも の以外の ものである 場合	30 0 m ² 未満	000円
						延べ 面積 30 0 m ² 以上 2,0 00 m ² 未満	1件につ き10 9,00 0円
						延べ 面積 2,0 00 m ² 以上5, 00 0 m ² 未満	1件につ き18 5,00 0円
						延べ 面積 5,0 00 m ² 以上	1件につ き26 5,00 0円
					建築物のエ ネルギー消 費性能基準 等を定める 省令第8条 第2号ただ し書による もの	延べ 面積 30 0 m ² 未満	1件につ き9,0 00円
						延べ 面積 30 0 m ²	1件につ き19, 000円

					以上 2,000 m ² 未 満	
					延べ 面積 2,000 m ² 以 上5, 000 m ² 未満	1件につ き42, 000円
					延べ 面積 5,000 m ² 以 上	1件につ き76, 000円
				複合建築物(非住宅 と住宅部分から成 る建築物をいう。以 下同じ。)	1件につき非住 宅部分認定相当 額に住宅部分認 定相当額を加算 した額	
		備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第30条第2項の規定による申出があった場 合の建築物消費性能向上計画認定申請手数料の額 は、建築物消費性能向上計画認定申請手数料の節 に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める 額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料 の額の欄に定める額を加算した額とする。				
1 3 9	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する	建築物消 費性能向 上計画変 更認定申				1件につ き建築物 のエネル ギー消費

	法律第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	請手数料					性能向上計画認定申請手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物消費性能向上計画変更認定申請手数料の額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。					
140	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料	非住宅部分	建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに	登録建築物調査機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する	延べ面積 300m ² 未満	1件につき9,000円
						延べ面積 300m ² 以上 2,000m ² 未満	1件につき25,000円
						延べ	1件に

				よるもの	建築物エネルギー消費性能基準に適合している」と認められたものその他これに類するものとして規則で定めるもの（以下この項において「登録建築物調査機関に認められたもの」という。）である場合	面積 2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満	つき76,000円
					延べ面積 5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満	1件につき120,000円	
					延べ面積 10,000 m ² 以上25,000 m ² 未満	1件につき152,000円	
					延べ面積 25,000 m ² 以上	1件につき189,000円	
				登録建築物調査	延べ面積	1件につき2	

					査機関 に認め られた もの以 外のも のであ る場合	3 0 0 m ² 未満	1 5, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 3 0 0 m ² 以 上	1 件 に つ き 3 4 7, 0 0 0 円
						2, 0 0 0 m ² 未 満	
						延 べ 面 積 2, 0 0 0 m ² 以 上 5, 0 0 0 m ² 未満	1 件 に つ き 4 9 6, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 5, 0 0 0 m ² 以 上 1 0, 0 0 0 m ² 未 満	1 件 に つ き 6 1 1, 0 0 0 円
						延 べ 面 積 1 0, 0 0 0 m ²	1 件 に つ き 7 2 2, 0 0 0 円

						以上 25, 00 0 m ² 未満	
						延べ 面積 25, 00 0 m ² 以上	1件に つき8 23,0 00円
				建築物の エネルギー 消費性 能基準等 を定める 省令第1 条第1号 口による もの	登録建 築物調 査機関 に認め られた もので ある場 合	延べ 面積 30 0 m ² 未満	1件に つき9, 000 円
			延べ 面積 30 0 m ² 以上 2,0 00 m ² 未 満			1件に つき2 5,00 0円	
			延べ 面積 2,0 00 m ² 以 上5, 00 0 m ² 未満			1件に つき7 6,00 0円	
			延べ 面積			1件に つき1	

					5,000 m ² 以上	20,000円
					0,000 m ² 未満	
					延べ面積 10,000 m ² 以上	1件につき 152,000円
					25,000 m ² 未満	
					延べ面積 25,000 m ² 以上	1件につき 189,000円
				登録建築物調査機関に認められたもの以外の場合	延べ面積 300 m ² 未満	1件につき 82,000円
					延べ面積 300 m ² 以上	1件につき 138,000円
					2,000	

						m ² 未満	
						延べ面積 2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満	1件につき2 23,000円
						延べ面積 5,000 m ² 以上10,000 m ² 未満	1件につき2 91,000円
						延べ面積 10,000 m ² 以上25,000 m ² 未満	1件につき3 50,000円
						延べ面積 25,000 m ² 以上	1件につき4 10,000円

					以上	
				建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ただし書によるもの	延べ面積 300 m ² 未満	1件につき9,000円
					延べ面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	1件につき25,000円
					延べ面積 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	1件につき76,000円
					延べ面積 5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	1件につき120,000円
					延べ面積	1件につき1

					10,000 m ² 以上	52,000円
					25,000 m ² 未満	
					延べ面積25,000 m ² 以上	1件につき189,000円
			住宅部分	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消
					延べ面積200 m ² 未満	1件につき4,000円
					延べ面積200 m ² 以上	1件につき4,000円

					費性能 基準に 適合し ている と認め られた ものそ の他こ れらに 類する ものと して規 則で定 めるも の（以 下この 項にお いて 「登録 建築物 調査機 関又は 登録住 宅性能 評価機 関に認 められ たもの 」とい う。） である 場合		
					登録建 築物調 査機関 又は登	延べ 面積 20 0 m ²	1件に つき3 2,00 0円

					録住宅 性能評 価機関 に認め られた もの以 外のも のであ る場合	未満	
						延べ 面積 200 m ² 以上	1件に つき3 6,00 0円
				建築 物の エネ ルギ ー消 費性 能基 準等 を定 める 省令 第1 条第 2号 イ (2))及 びロ (2))に よる もの	登録建 築物調 査機関 又は登 録住宅 性能評 価機関 に認め られた もので ある場 合	延べ 面積 200 m ² 未満	1件に つき4, 000 円
						延べ 面積 200 m ² 以上	1件に つき4, 000 円
					登録建 築物調 査機関 又は登 録住宅 性能評 価機関 に認め られた もの以 外のも のであ る場合	延べ 面積 200 m ² 未満	1件に つき1 6,00 0円
						延べ 面積 200 m ² 以上	1件に つき1 8,00 0円
				建築物のエネルギー消費性		延べ 面積	1件に つき4,

				能基準等を定める省令第1条第2号ただし書によるもの	200 m ² 未満	000円	
					延べ面積200 m ² 以上	1件につき4,000円	
			共同住宅等	建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものである場合	延べ面積300 m ² 未満	1件につき9,000円
						延べ面積300 m ² 以上2,000 m ² 未満	1件につき19,000円
						延べ面積2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満	1件につき42,000円
						延べ面積5,000 m ² 以上	1件につき76,000円

						上	
					登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである場合	延べ面積 300 m ² 未満	1件につき 65,000円
					同上	延べ面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	1件につき 109,000円
					同上	延べ面積 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	1件につき 185,000円
					同上	延べ面積 5,000 m ² 以上	1件につき 265,000円
				建築物のエネルギー消費	登録建築物調査機関又は登録住宅	延べ面積 300 m ² 未満	1件につき 9,000円

				性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	性能評価機関に認められたものである場合	延べ面積 300㎡以上 2,000㎡未満	1件につき 19,000円
						延べ面積 2,000㎡以上 5,000㎡未満	1件につき 42,000円
						延べ面積 5,000㎡以上	1件につき 76,000円
					登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである	延べ面積 300㎡未満	1件につき 31,000円
					延べ面積 300㎡以上 2,000㎡未満	1件につき 54,000円	

					る場合	m ² 未満	
						延べ面積 2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満	1件につき97,000円
						延べ面積 5,000 m ² 以上	1件につき147,000円
					建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号ただし書によるもの	延べ面積 300 m ² 未満	1件につき9,000円
						延べ面積 300 m ² 以上2,000 m ² 未満	1件につき19,000円
						延べ面積 2,000 m ² 以上	1件につき42,000円

					上 5, 0 0 0 m ² 未満	
					延 べ 面 積 5, 0 0 0 m ² 以 上	1 件 に つ き 7 6, 0 0 0 円
			複合建築物			1 件 に つ き 非 住 宅 部 分 認 定 相 当 額 に 住 宅 部 分 相 当 額 を 加 算 し た 額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 2 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 2 7 年佐倉市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、佐倉市手数料条例第 6 条第 2 項の改正規定中「1 3 5 の項」を「1 4 2 の項」に改め、同条例別表第 1 の改正規定中「1 3 5」を「1 3

8」に、「136」を「139」に改める。